

平成31年(ワ)第7175号、第10285号、令和元年(ワ)第20045号、第34529号、令和2年(ワ)第11317号 損害賠償請求事件

原告 【閲覧制限】

被告 学校法人東京医科大学

### 第7準備書面

令和2年10月6日

東京地方裁判所民事第25部乙D係 御中

被告訴訟代理人弁護士

田辺

克彦



同

加野

理代



同

鈴木



同

田中

瑛生



同

桑原

博道



同

蒔田



御庁頭書事件について、令和2年2月28日付け訴えの変更申立書（請求の拡張）（以下「請求拡張申立書1」という。）及び同年8月14日付け訴えの変更申立書（請求の拡張）（以下「請求拡張申立書2」という。）に対する答弁、認否及び被告の反論等を必要な範囲にて次のとおり述べる。

第1 請求拡張申立書1及び請求拡張申立書2記載の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

第2 請求拡張申立書1第2に対する認否

争う。

第3 請求拡張申立書1第3に対する認否

1 「1 原告22」について

(1) 「(1)」について

原告22が、平成29年度一般入試において意向確認対象者（被告第1準備書面第3. 1・7頁参照）に該当したという限度で認める。

(2) 「(2)」について

原告22の進学先は不知。その余は争う。

(3) 「(3)」について

争う。

(4) 「(4)」について

不知。

(5) 「(5)」について

認める。なお、「イ（イ）実習費400万円」は、「40万円」の誤記と思われる（乙1・9頁参照）。

(6) 「(6)」について  
争う。

2 「2 原告36」について

(1) 「(1) 逸失利益」について

ア 「ア」について

原告36が、平成30年度一般入試において意向確認対象者に該当したという限度で認める。

イ 「イ」について

原告36の進学先は不知。その余は争う。

ウ 「ウ」ないし「カ」について  
争う。

(2) 「(2) 予備校費用」について

ア 「ア」について

原告36が予備校に通学したこと及び予備校費用については不知。  
その余は争う。

イ 「イ」について

争う。

3 「3 原告37」について

(1) 「(1)」について

原告37が、平成26年度一般入試において「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった受験生」（被告第1準備書面第3.1・8頁参照）に該当したという限度で認める。

(2) 「(2)」について

原告37の進学先は不知。その余は争う。

(3) 「(3)」について

争う。

(4) 「(4)」について

不知。

(5) 「(5)」について

否認する。平成26年度の本学の入学金、授業料その他の学費の合計額は、2982万3700円である（当時、父母会会費が2万5000円であった。乙25）。

(6) 「(6)」について

争う。

3 「4 原告38」について

(1) 「(1)」について

原告38が、平成25年度一般入試において「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった受験生」に該当したという限度で認める。

(2) 「(2)」について

原告38の進学先は不知。その余は争う。

(3) 「(3)」について

争う。

(4) 「(4)」について

不知。

(5) 「(5)」について

否認する。平成25年度の本学の入学金、授業料その他の学費の合計額は、2982万3700円である（当時、父母会会費が2万5000円であった。乙26）。

(6) 「(6)」について

争う。

#### 第4 請求拡張申立書2第2について

1 「(1)」及び「(2)」について

不知。

2 「(3)」について

争う。

#### 第5 被告の反論

1 学費差額(原告22、原告37及び原告38)について

原告22、原告37及び原告38は、請求拡張申立書1第3.1、同3及び同4において、本学と現在の進学先との学費(入学金、授業料等)の差額を請求している。

しかしながら、各医科大学は、画一的な教育を実施しているのではなく、各大学においてそれぞれ特色ある教育を実施しているところであり、授業内容やカリキュラムは勿論のこと、教育施設・設備を含めて差異があるところである。

そして、各大学における学費は、当該大学における教育の対価であるところ、各原告は、当該大学が設定した学費を支出することで、同大学が提供する教育を受けている。

このように、各医科大学における教育の内容が同一でない以上、その学費に差異があるのも当然のことであり、その学費の対価として当該医科大学の独自の教育を受けているのであるから、その差額の全額が損害となるものではない。

## 2 原告36について

### (1) 原告36が[ ]に進学していること

原告36について、逸失利益と予備校費用を請求しており、いずれも、当時合格していれば、本学に進学したことを前提とするものと思われる。

しかしながら、「当時合格していれば、本学に進学した」ことに関して、当時の受験状況を含めた原告側の主張立証はない。原告36は、翌年度に[ ]に進学したようであるが、同大学は本学よりも[ ]万円近く学費が低額であるため(乙27)、原告36は、当時においても、同大学を含めた本学よりも学費が低額(ないし高い偏差値)である他学への進学を目指して、本学には進学しなかった可能性もある。

当時合格していれば本学に進学したことについて高度の蓋然性をもって証明されていないことから、原告36の請求はいずれも認められない。

また、原告36の逸失利益や予備校費用の請求は、現在の状況と、当時本学に進学していた場合との差額を請求するものと推測されるが、原告36は、現在、学費が本学よりも約[ ]円低額である[ ]大学に進学しているとのことである。原告らにおいて、本学よりも高額な学費を要する大学へ進学したケースではその差額をもって損害と主張するのであれば、本学よりも低額な大学へと進学したケースではその差額をもって利得と評価しなければ一貫性を欠くのであって、このような現在の進学先の学費も考慮すれば、原告36が請求する逸失利益や予備校費用相当額の損害が発生していないことになる(結局のところ各大学の学費はその大学における教育の対価であって、これをもって損害や利得と解釈すること自体が誤りといえる。)

以上のとおり、原告36の請求はいずれも認められないものであるが、念のため、逸失利益及び予備校費用について、それぞれ被告の反論を述べ

る。

(2) 逸失利益について

ア 原告36の主張について

原告36は、「現在より1年早く医学部を卒業して医師として稼働することが可能であった」として、1年分の逸失利益を請求するが、次に述べるとおり、このような主張は認められない。

イ 医師に定年がないこと

原告36は、1年分の逸失利益を請求するが、医師には定年があるわけではなく、自らの意思により勤務を続けることができるのであるから、医師になるのが1年遅れたとしても、明確に1年分の収入を失うわけではない。

ウ 入学後6年経過すれば医師として勤務開始するわけではないこと

また、原告36の主張は、医科大学入学後6年経過すれば医師として勤務できることを前提とするものと思われるが、医学生の実態はそのようなものではない。

例えば、本学では、毎年35名前後（多い年では50名以上）の留年者がいるため、入学後6年にて卒業できることは確実ではない（乙28）。また、医師になるには、医科大学卒業後、医師国家試験に合格する必要があるが、その10%前後は不合格となっている。

このように、医科大学入学後6年経過すれば、当然に医師として勤務できるというわけではない（その高度の蓋然性はない。）。医学部入学の可能性があったことをもって、医師資格取得を前提とした損害を算定する原告の主張には明らかに飛躍がある。

エ 原告の主張を前提としても、原告請求額にはならないこと

原告は、1年分の逸失利益が発生すると主張し、具体的には、「企業

規模計（10人以上）」における医師の平均賃金年約1161万円を請求する。

しかしながら、原告の主張を前提としても、医師の全就労期間の平均値（平均年収）をもって逸失利益と考えることはできない。なぜなら、医師として勤務開始後の期間における給与は、必ず初期研修医として給与を受けるため逸失利益として観念できず、その後の給与についても同様に給与を受け続けるので、逸失利益は生じないからである。原告の主張を前提として逸失利益を考えると、医師としての就労を終了する直前の期間の給与となるはずである。

この点については、上記イ記載のとおり、医師には定年がなく、自らの意思により勤務を継続することができるため、明確に収入を失うものではないが、原告36の主張に基づき仮に70歳で医師としての就労を終了するとして算定しても、70歳にて得られる年収を現在価値に算定した金額（ライプニッツ係数（現価表）の49（70歳—現在の年齢と思われる21歳）である0.091を乗じたもの）となるはずである。

## （2）予備校費用について

原告は、「次年度の受験に向けて予備校に通うことを余儀なくされ」たとして、予備校費用として約310万円を請求している。

原告の主張によれば、原告は、次年度に本学より学費が低額である[REDACTED]に進学しているようであるが、当該年度の受験結果が不明であるため判然としないものの、同大学に進学することを目指して自らの意思で浪人を選択したとも考えられるので、予備校費用は、損害に該当しないところである。

この点を措くとしても、一般的な予備校（河合塾や駿台予備校、東進ハイスクールが挙げられている）の予備校費用は70万円から80万円前後



であるところ（乙29）、原告の予備校費用はその4倍前後である。一般的な予備校を選択せずに、高額な予備校を選択したことをもって、その全額を相当因果関係のある損害とすることはできない。なお、事案は異なるものの交通事故における損害賠償の議論においても、いわゆる高額診療の場合には、相当因果関係のある損害には該当しないとされる例もあるところである。

このため、本件においても、原告の主張する予備校費用約310万円全額を法的な「相当因果関係のある損害」に該当すると評価することはできない。

### 3 不合格慰謝料（原告ら第3準備書面第4.2・18頁）について

原告22、原告33、原告36、原告37及び原告38は、上記の学費差額や逸失利益、予備校費用を請求するとともに、不合格慰謝料として500万円も請求している。500万円もの高額な慰謝料が認容されるものでないことは、被告第3準備書面第3.2（9頁以下）において述べたとおりであるが、原告らの主張するように当時の得点調整により精神的損害が生じたとしても、上記の経済的損害の請求とは別に500万円もの高額な慰謝料が発生しているとはいえない。

### 第6 令和2年8月17日付け求釈明について

第三者委員会調査報告書別紙の新合格者選定名簿に基づく原告39及び原告40の成績等は、乙30のとおりである。

以上